

松蔭大学

平成 30 年度 再評価
評価報告書

平成 31 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

松蔭大学

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、松蔭大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

平成 28(2016)年度の認証評価において、基準項目 2-1「学生の受入れ」については、大学全体の収容定員に対する在籍学生数に大幅な未充足の状況が続いており、抜本的な改善が必要であり、基準項目を満たしていないとし、基準 2「学修と教授」を満たしていないとした。また、基準項目 3-3「大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ」については、学校教育法及び関連規則等の改正に対応した学内規則の見直し・整備をしていないなど大学運営に係る重要な法令が遵守されておらず、また大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が確保されていないことから基準項目を満たしていないとし、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については1年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

平成 30(2018)年度に基準 2 の基準項目 2-1 及び基準 3 の基準項目 3-3 について、平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、基準 2 の指摘事項については、平成 29(2017)年度に開設したコミュニケーション文化学部子ども学科以外の 9 学科全てにおいて収容定員充足率が著しく低く、かつ大学全体の収容定員充足率についても 0.5 倍未満となっており、依然として厳しい状態が続いており改善されているとは認められない。基準 3 の指摘事項については、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に規定する教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、未だ学長によって適切に定め、周知されていないなど、改善されているとは認められない。

III 基準ごとの評価

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしていない。

【理由】

アドミッション・ポリシーは学部・学科・研究科ごとに設定されホームページ等に明確に示されており、アドミッション・ポリシーに従い多様な入学者選抜を実施し、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用している。

また、入試問題は当該年度の当初に学長が委嘱した作問担当者が作成し、担当の入試委員がこの点検に当たるなど適正に行っている。

平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘された収容定員の大幅な未充足について、学科ごとに収容定員充足率は異なるが、平成 29(2017)年度に開設したコミュニケーション文化学部子ども学科以外の 9 学科全てにおいて収容定員充足率が 0.7 倍を下回っており、かつ大学全体での収容定員充足率が 0.5 倍を下回っており、改善の兆しは見られない。また、コミュニケーション文化学部子ども学科も入学定員を大幅に満たしていない状況であり、今後、更なる抜本的な改革が必要である。

【改善を要する点】

- 大学全体での収容定員充足率が 0.5 倍未満となっており、改善を要する。
- 平成 29(2017)年度に開設したコミュニケーション文化学部子ども学科を除く全ての学科において、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしていない。

【理由】

大学の意思決定組織については、平成 28(2016)年 4 月から「学長室会議」を設置し、大学の主要メンバーによって諸課題を協議している。また、教授会の前に「評議会」を開催し、教授会の議題など重要事項について協議している。学長は、大学の包括的な責任者として意思決定を行い、リーダーシップを発揮している。

平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘された大学運営において遵守すべき法令に関し、その改正に対応した学内規則等の見直し・整備がなされていなかったことについて、前回指摘した教授会に関する「改善を要する点」の一部が未だ対応されておらず、学校教育法の趣旨との整合性が保たれているとは言えない。

【改善を要する点】

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が適切に定め、周知していないので改善を要する。

